

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊宮古島駐屯地
第444会計隊長 白井 剛

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：給食業務の部外委託、食器洗浄及び清掃作業部外委託
- (2) 規 格：仕様書のとおり。
- (3) 履行場所：陸上自衛隊宮古島駐屯地
- (4) 履行期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること、なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で九州・沖縄地域の資格を有するものであって、次の条件を満たす者であること。
 - ア A、B、C、D等級に格付けされている者であること。
防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
 - イ D等級に格付けされた者は、同一献立を一度に100食以上提供する集団給食業務を1年間以上請け負った実績を証明できる者とし、契約担当官が認める者
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備府長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合は、直近1年間において労働保険料等の滞納がないこと。
- (9) 陸上自衛隊宮古島駐屯地における給食業務の部外委託、食器洗浄及び清掃作業部外委託の仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。
- (10) 公告及び仕様書によるほか、宮古島駐屯地における給食業務等部外委託競争入札実施要項（以下「入札実施要項」という。）による。

3 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ

(http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusa_tu/wa-fin/index.htm)

陸上自衛隊宮古島駐屯地、宮古島商工会議所、沖縄地方協力本部宮古島出張所

4 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊宮古島駐屯地第444会計隊及び西部方面隊ホームページ

5 入札説明会

実施しない。ただし、現場確認を希望する者は令和6年1月10日から令和6年1月19日までの間で実施するので、希望日の3日前までに担当者に連絡することとし、個別に対応する。

6 競争入札執行の場所及び日時

(1) 場 所 : 第444会計隊入札室

(2) 日 時 : 令和6年1月31日(水) 10時00分

7 違約金等に関する事項

- (1) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

8 落札決定方法

本公告第2項で示す競争に参加する者に必要な資格をすべて満たした者のうち、総額が予定価格の制限の範囲内の最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和24年勅令第165号）第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

本入札に係る落札は、本委託業務に係る令和6年度予算が成立することを条件とする。

9 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上入札致します。また「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。
記載がない場合、競争参加者として認めない。

10 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 仕様書を受領していない者の入札
- (3) 第13項第4号で示す入札関係書類を提出しなかった者の入札
- (4) 入札金額、入札者及び押印がない入札並びに判明し難い入札
- (5) 電話・電報・FAX等による入札
- (6) 郵便による入札参加者の未到着の入札
- (7) 暴力団排除に関する誓約に係る記載がない場合及びその内容に虚偽があった場合、並びに暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約書の作成

- (1) 「駐屯地用標準契約書」の様式により作成する。
- (2) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。なお、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

本委託業務の入札に係る契約締結は、本委託業務に係る令和6年度予算が成立することを条件とし、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。

また、落札者がこの契約書案を提出しないときは、契約を結ばない落札者として、落札価格の100分の5に相当する金額の損害賠償の請求をする。加えて、競争契約の参加対象等について制限を行うことがある。

12 入札時の携行品

印鑑等一式、入札に必要な書類、筆記具

13 その他

- (1) 入札に関し委任を受けた者は、入札執行の前に「委任状」を提出すること。
- (2) 入札参加希望者は、仕様書及び入札実施要綱を令和6年1月19日（金）までに受領するとともに、下記連絡先に入札参加希望の一報を入れること。
- (3) 各種入札関係書類の提出は入札要綱に示すとおりとする。
- (4) 郵便による入札の場合は、令和6年1月30日（火）17時00分までに必着するよう「書留」で郵送し「宮古島駐屯地給食業務等の部外委託入札書在中」と記入するとともに、郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。なお、初度入札に郵便等が含まれていない場合は直ちに再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札については別途連絡する。
- (5) 入札終了まで、退室・電話等連絡は特に必要とみなす場合以外を除き認めない。
- (6) 配布した仕様書は、入札当日、確実に返納すること。
- (7) 本入札に係る質疑については令和6年1月29日（月）17時00分までに、文書またはFAXにて提出すること。なお、質問に対する回答については、入札参加希望業者全てにFAX等にて通知する。

14 入札及び仕様書に関する事項の問合わせ先

- (1) 入札に関する事項

〒906-0201

沖縄県宮古島市上野字野原83-5

陸上自衛隊宮古島駐屯地第444会計隊契約班（担当：草場）

TEL 0980-76-6661（内線344）

FAX 0980-76-6712

- (2) 仕様書に関する事項

陸上自衛隊宮古島駐屯地宮古警備隊後方支援隊糧食班（担当：中尾）

TEL 0980-76-6661（内線460）